

職業と教育

第二卷 第四号

内容もくじ

- 職業指導主事制のうけとりかた……………(巻頭言)
- 職業・家庭科の問題点とその考えかた…鹿野順子…(1)
- 中学校産業教育経営の苦心談(座談会)……………(8)
- (出席者) 日向 熙・佐々木茂・飯田昶夫・
井上健一・小原時江・伊藤正猪・
石川勝藏(発言順)
- アメリカにおけるホーム・ルームの現状…矢野敏雄…(12)
- 公立中学校産業教育設備の全国統計表……………(16)
- 教育二法案の議会通過の日に……………中山菅男…(18)
- 職業・家庭科のうつりかわり……………清原生…(20)
- 文部省編「職業指導主任の手びき」批判……………杉山一人…(22)

1954

4

職業教育研究会

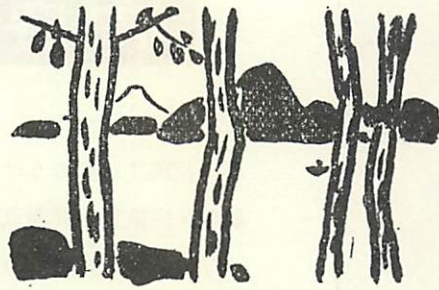
昨年十一月廿七日附文部省は省令による「学校教育法施行規則」の一部改正によって「高等学校、中学校に職業指導主事をおく」と規定した。新学期に当って各中学校でとりあげられていることと思ふ。

ところが省令には「職業指導主事は、教諭をもってこれにあてる。校長の監督をうけ、生徒の職業指導をつかさどる。」としてあるだけで、財政的な裏づけもなければ、その指導方針も明記されていない。多分従来の「職業指導の手びき」でやれというのであろう。別に職業科担任の教諭とはしてないが、まずお鉢はそちらへまわってきそりなのが現状である。して見ると、ただこうした規定がでたにすぎないことになり、それをおしつけられ責任を持たされるのは従来の職業科担任教師ということになりそりである。(これは、単なる推測ではなく、現場で書いたまま記述したのである。)

かくて、さらさらに職業科から逃げだそりとする教師に、より以上に重荷をおわせる結果となることは、あまりに明かだといわなくてはならない。

○ われわれは、この職業指導主事制を、そん

な風に便宜的にうけとる前に、根本的な視点を明かにしておく必要があると思ふ。すなわち昨年三月九日の産業教育中央審議会の「中学校職業・家庭科について」の建議案、第二項の4で「カウンセリングとしての職業指導はこの教科外におきその重要性にかんがみ別



職業指導主事制の うけとりかた

途考慮する」という視点をはずさないことが大切で、職業・家庭科の学習を「職業指導への基礎たらしめる」という点が記されているが、決して職業指導イコール職業・家庭科との規定はしていない。

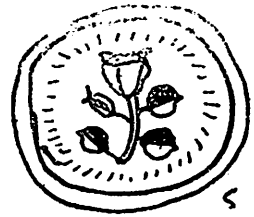
職業指導主事制が設けられたのは「別途考慮」の一つの過渡的方策だと解するのであ

る。現状では、カウンセラーをおくだけの財政的措置が講じられないために、従来からの行きがかりで職業科担任がやらねばならないというだけであって、職業・家庭科という教科がそれでぬりつぶされてはならない。否、むしろその反対に、職業指導との分離を明確にするための方策であると見るのが至当である。

○ しかるに、従来から職業指導をもって、職業科教育の重要目標なりとの考え方からぬけ切れない一部の人は、この制度はそれを強化したものと解し、当然職・家科の教師が担当すべきものであると主張している。本号で杉山氏が批判している、文部省職業教育課の方針と称するものには、その傾向が多分にぞかれる。

これは、文部省が産業教育中央審議会の建議案をまげて伝えんとするものであり、職業・家庭科の本質にそむくものといわなくてはならない。

職業・家庭科の確立は、職業指導第一主義からの脱却にある。また職業指導を一教科にのみ重点をおくことからぬけ切るためにも、職業指導主事制は、中学校全体の問題として特定の教科をぬりつぶさない、独立したものとすることが大切で、その視点をぼかささないようにうけとるべきである。



職業・家庭科の問題点と

その考えかた

鹿野順子

職業・家庭科が新しく発足してから、すでに四年も経過しているのに、未だに問題の教科である。

その不振の遠因は、必ずしも正しい姿をもって出発しなかった中学校の発足にあつたといえるであろう。実践的、行動的な教育面を軽視する風潮の中では、職業・家庭科は正しく成長することが出来なかつた。現実の問題としては、進学準備学校の相を余儀なくせざるを得ぬという中学校においては、正しい位置は与えられようはずがない。教師の問題、施設・設備の問題は、この教科運営のカギであるともいえる。多くの職業・家庭科の問題は、ここに至つてはたと行きづまる。

職業・家庭科の迷いなき成長は、前述の根本問題——中学校のあり方の再検討と職業・家庭科の正しい位置づけ——の解決なしには得られないし、その理念にもとづく経済的裏づけ等に多くの問題を負うている。しかしこの稿では、最近の「学習指導要領検討」の声に関し、主として内容上方法上の問題を取りあげてみようと思う。

一、**実践上にあられた問題点と、それに対してどのような指導の**

手が打たれて来たか

(現学習指導要領についての中央における批判を述べるに先立つて、本県における今日までの状況をかえりみてみよう。)

(1)「仕事をとおして技能や知識や態度を得させるといふ、そのよきな学習が行われていたかどうか」残念ながら大方の現状は否といわざるを得ない。「仕事をやっているのだが、何のためになされているのかわからない学習、先生と生徒がただ手一ぱい仕事自体に追われている学習」である。

仕事は、それをとおして技能や知識や態度を得るための手段でなければならぬ。だから、前述のような弊害を起さないためには、どのような目的をもって、どのような仕事を選び出すかの慎重な配慮が必要である。意味のある、価値のある、仕事を選び出されなければならない。

それでは、仕事は何を基準として選んだらよいであろうか。実際問題として先生方は、文部省案の八百項目からの技能及び技術に関する知識理解の表を前にして、如何なる立場から仕事を選ぶかに迷

われる。結局は、最も重要な要素的なものの検討は素通りして、教科書や単元例から機械的に仕事を取り出したり、地域の特種性からのみ傾斜した仕事を選びあげてしまつてはいないだろうか。この教科においては、地域性強調の余り、地域の特種性のみを強調されすぎたようになりがあるが、具体的な仕事へのとりくみ方においては、地域におけるちがいはあろうが、その仕事のもつ要素的なものは、共通性がなければならぬ。

このような考え方から、宮城県における必修の職業・家庭科においては、どの地域でどの学校においても、最近これだけは修得すべきであるという立場から検討し、要素を抽出したのが「宮城県中学校職業・家庭科教育課程基準能力表」であり、前述の「意味のある、価値のある仕事」を選び出すための一応のよりどころを示したつもりではある。しかし絞りがまだ充分ではないし、絞る際の根拠が常識的な憾みがあり、その科学的な検討と、更に領域のみならず程度についての厳密な検討は、今後充分な研究を要するものとは考へる。が、現段階において各校の計画、立案のよりどころになることではあろう。

(2) 計画どおりに学習が進められ、意図したものが生徒に受取られて行つたかどうか。その一つは、仕事の量についてである。「こんなに指導出来ますか」という先生方への質問に対して「とてもむづかしくて、仕方がないので教科書を読むだけにすませることもあります」と先生方は正直に答えられる。出来ないのになぜそのようなカリキュラムを組むのであろうか。「仕事の量は出来るだけ少なくして、取りあげたものについては集中的で徹底した指導を」というのが指導の方針であり、教育課程基準の例示もその点に留意してあ

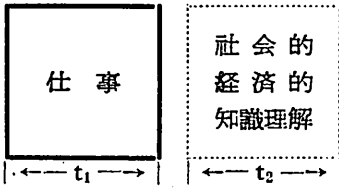
る。この教科発生の初期における職業指導の立場からのみの仕事のとりあげ方が、誤まれるトライアウト主義に啓発的経験の誤まれる解釈となり、未だに沢山の仕事をならべてのつまみ食いの上すべりの指導を散見するのは残念なことである。

もつとも四類十二項目の基準の強調がこの弊を残したとも考へる。当時（教育宮城九号参照）私は、四類十二項目の基準は、仕事を選びあげての後に於ける対照表である（狭い地域主義におちいつたり独善的に偏つていないかどうかをためすための）と述べたはずであるが、かたよつた仕事の選び方ではなく、ということには仕事の網羅を意味しているのではない。仕事の厳選の上、その仕事に眞にいどみ、取くんでの多角的な学習が展開されなければ意味がない。

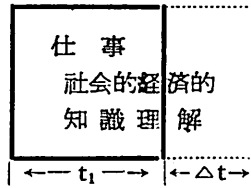
(3) 計画と指導の実際のずれという点で、第二に指摘されることは、生活経験的な単元についてである。多種多様な仕事のよせ集めに、名ばかりの生活経験的な単元名をかぶせる行き方が、いかにこの教科の本質的な学習にわざわいしたことか。この弊害は、単元学習に対する生活経験的な考え方や問題解決学習に対する教師自身の不十分な理解と、一方には現学習指導要領の単元例や、各教科書の形式的単元構成がもたらしたもののようにも考へられる。宮城県の教育課程基準においては、形ばかりの生活経験的な単元や、どんな仕事でも一応含まれるという点で一見便利ではあるが、主眼の不明確な雑然とした単元は、例示に際してさけてある。

仕事をとおしての有目的な学習や、生徒の主体的な学習が展開されるためには、生徒に問題意識を持たせる意味においても、問題解決学習の方法をとることが望ましいと私は考へる。しかし、そのことが、あるがままの生活経験の中での問題を学習課題とすること

(1) フリックランドによる
指導法によれば



(2) 成瀬教授による
指導法によれば



○時間は (1)は t_1+t_2 (2)は $t_1+\Delta t$ であるから
(2)の方がはるかに小

○指導の内容については (1)=(2)である。

設の意味を發揮しているかどうか
(5) 選択の職業・家庭科が特
のと考えられる。
の二図のような指導が成立つもの
の二図のような指導が成立つもの
の二図のような指導が成立つもの
の二図のような指導が成立つもの

ではない。前近代的な仕事の学習等もこの点からも大いに反省を要する。又前述のような形式主義におちいり、生活経験という名に幻惑されて要素的なものがおさえられぬくらいなら、むしろ単元のねらいがはっきりわかる教材単元の形をとり、これにプロジェクト的な学習方法を取入れた方がよいとさえ考えられる。
(4) 仕事をとおして技能、知識、態度の修得をねらうというが、もつともむずかしいのは「社会的、経済的知識理解」の修得であり、もつともあやまられたのも、この「社会的、経済的知識理解」の取扱いであったであろう。仕事を選ぶ時既に社会的、経済的知識理解の手段としての意味づけも考えなければならぬはずであるのに、せましくインフォメーション職業指導の情報提供程度に考え、仕事とは別系列で、一般的な知識のつめこみが行われるというよりな遊離した扱いが大體の現状であったように思われる。社会的、経済的知識理解は全時間数の四分の一という時間的量で解決できるものではなく、取扱いは如何によつては、上の二図のような指導が成立つものと考えられる。

か。云いかえれば選択の職業・家庭科らしい運営をしているかどうかということである。単なる必修のくり返し、仕事の便宜のための補い手、働き手としての選択生徒であるならば、特設の意味はなくなる。中学校を終局学校とする者を主な対象として、特に役立つ能力を与える唯一の教科として、職業的技能的修得に主眼をおく結果として、技能の系列ということを特に重んじ、技能修得のための時間的継続、集中的指導の形をとるよう、本県教育課程の基準にも例示してある。

(参考)

報告書)

成瀬政雄「歯車工作について」(昭和二十七年中等教育研究集会教育宮城 No. 6「職業家庭科の現況」)
教育宮城 No. 6「カリキュラムの展望と課題(職業家庭)」

二、中等教育研究集会(東北地区)職業・家庭科部会における問題点(関係事項のみ)

□昭和二十四年度 於新潟市
啓発経験の考え方が強調された段階である。

□昭和二十五年年度 於山形市

○実生活に役立つ仕事の学習をとおして、基礎的な知識、技能を身につけるにはどうすればよいか。

○基礎的な知識・技能を身につけるとともに、家庭生活、職業生活に対する理解を深めるにはどうすればよいか。

□昭和二十六年 於盛岡市

○基礎的な知識・技能を身につけるために仕事はどのようにして選んだらよいか。

□昭和二十七年 於仙台市

○職業家庭科の単元学習のあり方について

○どのようにして主体的活動に導くか

○基礎的な技能はいつ、どこで、どのように指導したらよいか。

○技術指導の際のグループ編成は、どのようにしたらよいか

○なほ、研究問題ではなかったが、次の諸問題について検討した

○「仕事中心」という表現の批判

○職業・家庭科単元のおもしろい易い欠点について

○「地域社会」の考え方について

くわしくは、後に述べる各報告書にゆづるが、ここでは年々の問題点を大つかみにするならば、次の二点に集約される。

○生活経験的な学習をしながら、組織的、系列的な学習をどのようにに取入れ、要素的なものをどのように抑えて行くか。

○仕事をとおして、即ち仕事の中に仕込まれた基礎技術の修得を窓として、社会的、経済的知識を得させるにはどうするか。

そしてとりもなおさず、このことが理念的には現学習指導要領取扱いの妙味と云われながら、実践的には指導上の難点となっているものと考えられる。即ちこの二点を抑えようと意識し、努力し、一応具現しているのは、ごく限られた優秀な教師である現状である。

”指導の実践面に具現できるものでなければ意味がない。それも限られた優秀な教師によってのみでなく、大多数の教師によって”この立場からの現学習指導要領の検討も必要ではあるまいか、このような声に応じて、中央での現学習指導要領をめぐっての動きは如何であろうか。

(参 考)

中等教育研究集会報告書(昭和二十四、二十五、二十六、二十七年 年度)

三、中央産業教育審議会における職業・家庭科学習指導要領の問題点

職業・家庭科教育の実践的研究が眞剣に積みあげられるにつれてその学習指導要領の問題点が指摘されつつある。即ち、

○様々の立場からの様々の解釈をなすことができ、ひいては誤った取扱いをも懸念し得る点。

○すぐれた教師によっては、その性格を正しくつかみ成果をあげているが、大多数の教師は性格が明確につかめずに取り扱いも困難で机上プランに終りがちであり、このことが形式主義を助長する傾向のある点。(既に幾つかは具体的に指摘し、なお後にも述べるであろう。)

この欠点を知り、おかし易い疑点を除きながら、生徒のためによりよい学習をつづけて行くことは、望ましい現場実践者の姿でありその中に職業・家庭科教育発展の眞の力があるものと思う。一方中央産業教育審議会においても、この根本的検討に着手し、最近これが改善・刷新についての建議案がなされている。但し、具体策については検討中の段階であり、文部省においてはこの建議案に基いてこれを具体化する作業を続けているようである。

さきに実践上の問題点を指摘してきたが、次にこの建議案に指摘された問題点を紹介し、両者あわせて職業・家庭科研究の資料にしていただきたいものと考ええる。

(1) 職業・家庭科の学習指導要領においては、職業・家庭科の性

格として、まず第一に「中学校における職業・家庭科は実生活に役立つ仕事を中心として、家庭生活・職業生活に対する理解を深め、実生活の充実・発展を目指して学習する」ということをあげている。ここで、一体実生活とは何か、実生活に役立つ仕事とは何か、ということが問題になる。実生活に役立つ仕事というと、その範圍が非常に漠然としているが、職業・家庭科においては、その中から眞に意味のある仕事を選ばなければならないのではないか。そういう観点からこの範圍をもっとしぼって行く必要があるのではないか、ということがまず問題になっている。では実生活に役立つ仕事の中で意味のあるものとはどういうものか、それは国民経済及び国民生活の改善・向上に役立つことではないか。そして、そのような仕事を選び出すよりどころが明示されていないことが現学習指導要領の欠陥ではないか、ということが云われている。

次に「仕事を中心として」ということである。これは他教科にくらべて、この教科の特色であるにちがいないが、今日までいろいろな批判がなされている（前述）仕事は、この教科の教育内容としての要素的なものを統一する媒介であり、手段であり、指導単位である。仕事が中核となって教育内容の諸要素がまとまりをもつということであり、この意味において、職業・家庭科の学習は「仕事中心」でなければならぬ。ところが、現学習指導要領においては、仕事の例示の方が先のように、技能と技術に関する知識・理解が、後から例示された仕事にとられて多分に常識的におおざなりにあげられている点か、手順も逆であり、ともすると「仕事をしさえすれば」とあやまれる仕事中心に教育内容を選ぶあやまちをおかすように出来ている。そのために学習の目的であって、最も大事に考えられね

ばならない基本的な各分野における基礎的な技術や知識が、学習の媒介あるいは手段としての仕事より軽んじられている。いいかえれば、仕事それ自体が目的になっている憾みがあるのではないか。

(2) この教科の性格の第二として、職業・家庭科の仕事は、啓発的経験の意義を持つとともに、実生活に役立つ知識・技能を養うものであるということである。現学習指導要領においては、技能の習熟と矛盾するような啓発的経験の立場をさしているではない。即ち単にあれこれと仕事をやっているだけの啓発的経験を強調しているのではない。しかし啓発的経験の立場、トライアウトの考え方も余り強調し過ると、眞の啓発的経験の意味も達成されないと、いうようなことになる。ただやってみるだけでなく、まとまった仕事、意味のある仕事を相当深く突込んで行く必要がある。

啓発的経験を与えることに力点をおけば、どうしてもその内容は広い分野にわたるかわり、底は浅いものになる傾向がある。これに対し基礎的な技術の習得をとおして、国民経済に対する理解と態度とを育成するという点を強調すれば、おのずから前者と異り、基本的な各分野における代表的な技術を選定し、これによって部分的に相当徹底した指導がなされると、いうことになるのであろう。ここにおいて、現学習指導要領における教育計画作成のよりどころとして拡散集中の原理は、改めようとの考え方が強いようである。

ここで、職業・家庭科教育と職業指導との関連を一体どう考えるかということが問題となる。この教科においては、前述のように基本的な産業各分野における代表的な技術を習得することによって、それを窓として産業社会や国民生活についての理解を養うという目標をもつことにおいて、職業指導とは密接な関連をもっている。し

かし、いわゆるカウンセリングとしての職業指導と職業・家庭科教育を一緒にして、職業指導を特定の教科におわせるところに問題がある。職業指導と職業・家庭科教育の重なりあり部分と同時に、別のものとして考えられる部分が明らかにされなければならぬ。このように、職業指導と職業・家庭科の区別をはっきりさせて、職業指導は職業指導で別途にそれを充実するような措置を講ずべきである。

(3) 次に職業・家庭科の教育内容は、地域社会の必要によって特色を持つものであるということが、性格の第三にあげられてあるがこのことについて、いわゆる狭い地域主義におちいつてはいけぬのだということが前からいわれており、この指導要領でも注意はしているが、誤解されがちなところであった。この教科指導における具体的素材については、地域的要素が多分に入ってくることは考えられるが、このことは決して農村だから農業を、ということではないのは当然である。この地域的な差異、性別による差異のみを強調する結果、この教科が中学校における普通教育の中の一教科という点からはずれた方向に行く傾向をはらんでいること（いわゆる実業教育と同じ次元の教育へという）が批判されている。地域差、性別差を強調することよりも、もっと一般教育、普通教育の観点から共通に必要なものは何か、あるいは共通に学習すべき内容は何か、という面を強調することが、必要なのではないかとということである。職業準備のための職業・家庭科ではなく、人間形成のためのそれであるという立場を明らかにすることである。

地域社会の課題に即して教育内容を編成するということは、どの教科においてもよくいわれるところである。ただし、その地域社会

の課題が同時に広い地域における、いわば日本全体の課題を代表しているような課題に即して教育内容が編成されねばならないということが、一そう強調される必要がある。即ち、一般的課題をうちに含むような地域社会の課題を選ぶということの強調である。

また男子の必要、女子の必要ということは男子には職業、女子にはいわゆる家庭をという意味ではなかったのである。ところが、四類十二項目の雑然とした仕事のならば、それにもとづく教育計画作成の基準がその弊をもたらしものとも考えられるので、むしろ、学習系別においては職業と家庭をはっきり分け、男子に必要な職業女子に必要な職業、男子に必要な家庭、女子に必要な家庭から共通面、特性に応じた傾斜面を勘案して、教育内容を編成する案も考えられている。

(4) 現学習指導要領でとられているところの生活経験単元による学習も一つの問題になっている。生活の経験に即してカリキュラムを編成するということは、組織的、系列的な学習をしないということではなくて、生活の経験を重んじながらその中で組織的、系列的な学習ができるように努力しなければならないということであり、現学習指導要領においても注意しているところである。（但し、単元例においてあやまちをおかし易いようにできている）しかし、生活経験による単元学習を強調すると、とかく組織的、系列的な学習がはばまれるきらいがある。そして、こじつけの無理な学習の結果生徒のものにもならないという傾向がある。今までの行き方は、一律にこの生活経験による単元学習を強調しすぎた点があると考えられるので、この欠点を除き、組織的、系列的な学習をし得るような方向に改善すべきであるという考えである。

以上が建議案によって指摘された問題点の大項であり、過日の職業・家庭科指導主事会議においての説明を中心に紹介した次第である。

四、建議案で指摘された問題点をどのような態度で受取るべきであろうか

(1) 「職業・家庭科は、どうせ又変るらしい」と拱手傍観する態度や、「今までのものは全くよろしくないのである。今度は全く別のものが出されるらしい」というような期待と現行のものへの全面的な不信、これらは何れも担当者としての自主性が疑われる。

新しいものが上から与えられるのでなく、実践をおしての改善の必然性から、よりよいものが生み出されるべきである。従来の学習指導要領の批判の際にもありがちな、実業教育的立場、職業指導的立場からの偏った解釈や独善的な解釈ではなしに、"どうしたら実際の教育が正しく行われるようになるか"という観点から、この建議案やそれをめぐっての意見を充分に検討されるようお願いしたい。現段階においては、現学習指導要領によりながらも、その問題点に対してどのような手が打たれて今日に至っているかを、七月号からあわせて読みとっていただきたい。

(2) 次に、現場の実践者にとつてもっとも知りたいのは、具体案であろう。それは未だ検討中の段階である。「産業の基本的な各分野における代表的な仕事」しかも前述のように「意味のある仕事」ということになる。とそう短期間に示すこともむずかしいであろう。そこで現学習指導要領の問題点を承知の上で、それをとり除くように実践して行くことが、現在における望ましい態度であろう。その意味で、本県の職業・家庭科教育課程の基準は、現段階における一

つのよりどころになることであろう。

(3) 最後にいいたいことは、職業・家庭科の正しいあり方は、教師のみの努力では実現し得ないということである。中学校の全教育課程を生徒が将来において科学的な生産人となるための教育として再編成した上で、職業・家庭科の位置があたえられなければ、職業・家庭科の正しいあり方は生まれ来ない。いいかえるならば、中学校の全教育課程の中に、正しい産業教育の筋金を通すことである。他の教科では、依然としてアカデミックな色彩の強い教育に傾き、職業家庭科だけが負うという産業教育の意でもない。それは一般教育の枠外にあって、それと対立する産業教育ではなしに、一般教育と表裏一体をなす「人間形成の教育」としての産業教育である。中学校のすべての教師によって正しく認識され、その意識をもった全教師によって、それぞれの教科の立場から実践に移される広義の産業教育であり、その中に職業・家庭科が正しく位置づけられてこそ、はじめて眞の姿を発揮しうるであろう。

(宮城県指導主事)

本稿は「教育宮城」(昭和二十八年七月、八月号)に発表されたものを、筆者の諒解を得て再録させていただいたものである。宮城県を対象にして執筆されたものではあるが、全国的に参考となる立派な指導的意見であつて、非常に親切に述べられている。実家はもちろん全国の指導主事に一読を乞いたと思う次第である

(編集子)

次号予告——五月号は「家庭科研究協議会」を特集する予定です

x x x x x

談心苦の經營教育産業中學校

— 會 談 座 —

出席者

(發言順)

日向 淵

(埼玉県春日部中学校長)

佐々木 茂

(神奈川県牧野中学校長)

飯田 勉 夫

(横浜市大綱中学校長)

井上 健 一

(兵庫県梁瀬中学校教頭)

小原 時 江

(千葉県白浜中学校長)

伊藤 正 猪

(清水市第四中学校長)

石川 勝 藏

(小田原市第二中学校長)

司会 池田 種 生

とき二月十七日・於箱根

池田 皆さんよろこそ。中學校の産業教育も漸く盛になってきたようですが、長い間その經營に當って来られた、いわば先覚者ともいべき先生方の御苦心はなみなみならぬものがあつたと存じます。くわしいことは、もちろん語りつくせないと思ひますが、これから大いに始めようとしていられる学校も多いことですから、その一端でも語っていただければ、参考になるかと存じます。どうぞよろしくお願い申します。では春日郡中學校の日向先生どうぞ……。

農業室・雞舎・豚舎・調理室などが完備するにいたつた。

日向 私は現在の學校の第二代目の校長ですが、私がこの學校をひきうけるまでは、新しい中學校はどうあるべきかについての確たる方針がなかつたように思ひます。私は就任と同時に、先生方と新しい學校のありかたを研究し、子どもたちが将来たくましく生き、幸福な生活がおくれるようになるには、産業教育を中核とする中學校でなくてはならないと結論し、その構想のもとに、中學校の建築計画をたてた。その計画が老大なものであつたので町当局においても、はじめは反対もあつたが、中學校産業教育の重要性が漸次理解されて、その計画が実現したのであつた。かくして普通校舎のほかに、木工室・金工室・

では産業教育を具体的にどう展開するかについては悩みがあつた。技術学習をうけもつ職業・家庭科の学習指導要領については、はじめからどうもなつとくがいかかなかつた。それによると技術中心のこの教科の学習が、どうもつまみぐい式になりやすい。それではかえつて職業を表面的にみる浅薄な人間をつくるような結果になることをおそれたのである。このためはじめから学習指導要領をあまり問題にせずに、學校独自の立場から産業教育のありかたをほりさけて研究したのである。ですから具体的実践がレールにすわるまで、他に発表することもせず五年間を経過し、昨年秋になつて、ほほかぶりしておくこともできなくなつて、公開したわけであります。まだ問題は山積しているとは思ひが、産業教育の本すじからいへば間違ひをおこしてはなかつたと確信しています。

それから産業教育と進学とは両立しないといった意見がいわれますが、私の學校では産業教育に努力しているため、子どもたちは、実践力のある子どもとして育ち、かえつて進学率もよいし、進学後の人間的な成長もたく

ましい。たとえば二十八年度に私の町の高校から東京の大学の有名校に入学したり七〇％は私の学校の出身者であるといった結果があらわれています。その点からも産業教育を強力に実施することにたいする父兄の非難もないのであります。しかも町から現在年々六一七〇万の予算を産業教育のためにだしてくれています。

池田 では僻村であります牧野中学の佐々木先生に、御抱負をお願いします。

佐々木 私の学校は神奈川県でも山梨県境にある僻地の農村です。交通の便の悪いところで、道路や橋が完備していないため、バスも通じていません。先日池田先生がお見えになったときも、駅まで私がオートバイでむかえ、うしろに乗っていただいて、悪道路を泥をはねあげながら行ったという有様でした。

このような寒村ですから、中学校の校舎も整わないし、実習地もなかったのですが、中学校の教育は産業教育でなくてはならないと考え、このような貧困な施設のもとでなにからははじめるべきかと苦心したのでした。このころ(二十五年)津久井郡の地方事務所の経済課がアンゴラウサギの試験飼育を郡内の各中学校に委託してきました。私の学校ではこ

れをものにしてやれと考え、社会科の先生がこの飼育をひきうけ一カ年間これに精魂をうちこみ、飼育することには漸く自信をえたのです。そこでこの飼育のしごとを職業・家庭科にとり入れたのです。

このウサギの飼育をやれば、それに関連して工業的しごとや商業的しごとにも発展すると構想しました。たとえば栽培はウサギの飼料作物によって、その栽培技術は他の他物の栽培にも転用できるし、ウサギ小屋をつくることによつて木工・竹工・金工の工業的しごとができると考えたし、またウサギの皮なめしができるし、毛を集めて共同出荷により流通部門のしごとができると考えました。家庭関係のしごとはウサギの肉の料理とか、ウサギの紡毛・染色・あみものを行おうと考えたのです。すなわちアンゴラウサギの飼育を中心に職業・家庭科教育を行おうとしたのです。

池田 そのように飼育中心に構想すれば、学習指導要領の四類六項目といった基準にはあてはまるかもしれませんが、それでは国の課題とむすびつく代表的な基礎的技術の習得が等閑視されることになりはしませんか。とくに工業的技術の面で、それでよいでしょうか。現在も産業教育を飼育コース中心に考え

られているのですか。

佐々木 現在はそうではありません。PTAの努力により、木工・金工のための二十六坪の産業教室をたてることになりましたし、動力を主とする農器具の購入もおこないます。それから私の学校では、東京に近いために東京都内の学校に進学する子どもがかなりあつて、アチーブメントが、産業教育をばむ一つの原因となっています。

池田 大都市である横浜市の大綱中学校では、その進学の問題はどうか。

飯田 神奈川県では進学のためのアチーブをやらないのであまり関係はありません。学校ではアチーブのために特別の準備はあまりやってはいません。学校でやりませんので、そのような準備教育は、家庭にまかせることになっています。学校の正規の教育を、あのような準備教育に終始することは、子どもの不幸にするものです。

日向 全く準備教育は、子どもの伸びる能力をはばみ、応用のきかない子どもをつくる教育といえますね。

池田 大綱中学校では基礎技術の分析はすばらしいようですが、何か動機でもあったのですか。

飯田 基礎技術の分析による学習をはじめ、動く機となったのは、根岸プランのやりかたを見て、その批判から生れたものである。あのようなら、ライ・コースのやりかたでは、本当の技術教育はできないと思つたからです。

しかし技術学習をやるには施設があるが、横浜市の方針として均等な普通教室以外は特殊な建物を許さないで、産業教室をつくるのができなかった。それで各学校の建築費からでた余剰金を集めて漸く産業教室をつくつてもらうといつた有様であり、この点については苦労しました。基礎技術の分析は先生方の努力によつて、実験をかさね、昨春秋にその一部を発表しました。まず技術の代表的なものを選びだし、それが生徒にピッタリするかを実験し、実験によつて適当だと思われる技術に解説をつけ、だれにも指導できるようなものをつくらうとしています。

池田 大分苦労されているようですが、よいものができることを期待しています。つぎに兵庫県の井上先生、先生の学校についてお願いします。

井上 私の学校は組合立となっています。私の学校で生産教育をなぜとり入れたかといふと、つぎのような理由によります。

私の学校のある部落の子ども二十数名が不就学であり、その部落にでかけて、いろいろ工作してもなかなか学校にこないのです。この不就学者をなくするにはどうしたらよいかとついでに研究した結果、ここの部落の人たちには生活力がかけているので、その子どもたちに経済的な自立をあたえるような教育を行つべきであることがわかつた。

さらに封建的なものの残存する農村においては、子どもたちが自主的自律的な人間になることこそ必要であるが、それにはたくましい生産人となることを目ざして教育を行うことが根本ではないかと考えたのです。

いまひとつは、中学校ができて、これがかつての旧制中学校のように上級学校の予備校化してはだめであり、新制中学校の正しい教育としては、生産教育こそ本すじであると考へたのです。しかしはじめのころは、普通教室が八教室がやつとであり、産業教室など望むべくもなかつたのです。ただ校地は八〇〇〇坪あり、それに草がぼうぼうとはえていました。このような条件のもとで、生徒たちをたくましい生産人たらしめるために、どう教育したらよいかと考へ、まず広い校地の一部を開墾し、茶をまくことにした。それまで茶

を買つていたのですが、生徒の手で作ることにしたのです。それによつてものをつくりだすことの尊さを生徒にわからせようとした。ところが茶でも年間一万円位の収益があるのです。この収益をどうするかと考へたばあ、ただ働くだけの技術学習であつてはならない、すなわち勤労が收奪の対象になるものであつてはならないし、技術学習は子ども主体的な生産活動になるようにすべきだと考へたのです。技術学習は作爲的でなく、子どもが生産活動の中においていくことによつて、技術のより少し深いとりあげかたがあるのではないかとほりさげてみました。そして栽培・農産加工・飼育などの生産活動をはじめ、学校協同組合へと発展させたのです。

現在においては、地域も産業教育への関心が高まり、その努力をえて、約八〇坪の産業教室が完成することができました。

池田 小原先生の学校は、水産をとりいれられている点で特色がある学校ですが、どうぞ。

小原 私の学校は房総半島の南端にあり、半農半漁の町にあります。霜は年に一二回しかふらない暖い土地です。それですから産

業教育としては、水産と駿地栽培に重点をおきたいと考えています。水産の学習には施設を必要としますので、まず罐づめ実習物、水産教育、工作室などの整備を考えまして、町の漁業協同組合がその費用を負担してくれるとのことになりましたが、町の教育委員会では、独立校舎ができるまで、そのような施設をつくることは待つようといわれ、一時おあづけとなっているありさまです。

池田 清水市は、市内の中学校全体を産業教育としてレベルを高めようとされているところですが、その中心核である伊藤先生にお願いします。

伊藤 四中は高山樗牛の墓の近くにありません。私の教職の経歴は、小学校、高等小学校、女学校、中学校、新制高校を経て、現在の中学校におちついたのでありますが、これらの経験から、日本のこれからの課題を解決する子どもを育成するには、産業教育こそ重要であると確信して、この教育を行うようになっております。しかしまだ緒についたばかりでありまして、全教師が産業教育に理解をもち努力するようにすること、PTAにこの教育の重要性を理解させ、産業教育を中心に中学校教育をやっつけば進学もよくなるとい

った方向にもっていきたいと考えています。そのために私の学校では、中学校産業教育のありかたをしっかりとおさえ、その理論に応じて施設・設備を充実していくといった方法をとっています。

清水市の各中学校の産業教育のレベルは、まだまだ低いものでありますが、各学区を単位に産業教育審議会をつくり、市全体の産業教育をもちあげていこうとしています。

池田 時間もおそくなりましたし、石川先生のお苦心については、出版されました実践記録「中学校産業教育の実践」にくわしく書いていますが、最後になにかひとつだけ、どうぞ。

石川 私がこの教育こそ中学校教育の正しいありかただと確信をえたのは、昭和二十二年夏の東大の二十日間にわたる幹部講習会においてでありました。

まず施設・設備をどうするかが問題であったが、各教科に必要な施設・設備を七ブロックにわけ、職・家科のブロックの施設・設備の費用を最初にとった。そしてそのときに電気洗濯機、電気レンチをいれたが、これが市の教育委員会で問題となった。しかし教育はこれからの子どもを育てるかぎり、近代的感

覚をもたすべきである、そのためには近代的な施設が必要であることを市の方でも理解してくれたのである。PTAも漸次この教育の重要性を理解してくれるようになり、いまでは市の教育委員会も、ひじようによく努力してもらえるようになりました。そうして、やっところまでできたようなわけですが、内容的には、まだまだ研究していかねばならないと思っています。

池田 どうもいろいろありがとうございました。中学校の性格を決定する産業教育は、日本全体に高められなくては、いつどんなに歪められるか知れません。その意味で産業教育運動として、実践を通じての盛り上りを、私たちは期待しています。どうぞ先生方の苦心が日本全体の中学校に及びますように、今後とも御活躍をお願い致します。

ではこれで……。





海外資料

アメリカにおけるホーム・ルーム
(ガイダンス・ルーム)の現状

矢野敏雄

はじめに

この紹介は、アメリカの教育誌「バーンナル アンド ガイダンス」の一九五三年一二月号に掲載された、マツコークルとオーデイ両氏の、「アメリカにおける「ホーム・ルーム教師の問題」から、中学校ホーム・ルームの実情を見ようとしたもので、われわれはこのことから、

- 1、ホーム・ルーム教師とプログラム
 - 2、ホーム・ルーム教師のあり方
 - 3、ホーム・ルーム教師の育成
- などの点を、もう一度考えてみるべきだと思ふ。原著者のデヴィッド・B・マツコークル氏はミシシッピイ大学の学生輔導主事 J・デヴィッド・オーデイ氏はフロリダ州立大学教育学部助教授である。

一、教師の意見

最近、アメリカでは、中学校二六八校を抽出し、その中学校でホーム・ルーム活動に直

接従事している教師を対象として、ホーム・ルーム教師が直面している問題点、あるいは悩みについて、その素直な意見の提出を求め、調査を実施した。この二六八校というのはいずれも相当に準備したホーム・ルーム・プログラムにもとづいて、その運営にあたっているといわれる中学校で、四三州の地方教育委員会がそれぞれその州内から選出し推薦した中学校である。別表に示したところは、いわばこの選ばれた代表的な中学校におけるホーム・ルーム教師が解答した、ありのままの実情の結果を、主な事項に分類整理したものである。別表を見ると、教師が実際にホーム・ルームを手がけてみて、困難を感じていると思われる諸条件は、大体出そろっていると思てよいだろう。

事項	項	解答者数	解答学校比
1	時間が足りない	一二九	四八
2	生徒が関心を示さない	七九	二九
3	全体プログラムがない	七三	二七
4	生徒資料が不十分である	六七	二五
5	クラブ活動が多すぎる	六六	二五
6	生徒はいやがつている 形式的に見ている	六一	二三
7	教師の研究資料が少ない	五一	一九
8	訓育上の問題がある	二八	一〇
9	当局側の通達事項が不統一である	二七	一〇

この第一位を占める「時間不足」を訴えている中学校が四八%であり、教師一二九名の最多数に及んでいる。第二位の「生徒が関心

を示さない」という解答をしている教師は七
九名で、二九%の中学校であるが、この第二
位の事項と、程度の差はあるかもしれないが
第六の「生徒はいやがっている」の事項とを
生徒たちのホーム・ルーム活動に対する消極
的、否定的態度と考えれば、ともに含めて取
り扱ってもよいと考えられる。とすれば、第
二位の「生徒が関心を示さない」は、第一の
「時間不足」をはるかに越えて、その解答者
数は一四〇名となる。生徒のホーム・ルーム
活動に対する非協力的、否定的態度の問題は
特に重視してとらえる必要があろう。

この表における解答事項は、教師個人個人
の意見を、結果的にまとめたものであるが、
これを一連の関係があるものとして見た場合
第二の事項「生徒が関心を示さない」に対す
る直接原因は、第四、第五、第七に求められ
さらにこれらの事項全部に關係してくる。そ
の他各事項の一一についても、批判あるいは
問題の余地があるだろうが、ここで注意しな
くてはならないことは、以上は全てホーム・
ルームの直接指導者である教師の、一方側の
解答意見だということである。以上、教師自
体の問題に入ってみよう。

二、教師の要望

さきにホーム・ルーム教師が解答した各事
項は、これを現行ホーム・ルーム活動の欠陥
と指摘することができよう。それで直接の指
導者である教師は、これら問題点をどのよう
に是正克服したらよいか、そのためにまず教
師はどうしなければならぬか、という切実
な教師自体の問題について、手懸りとして上
記の解答から、その大体の傾向を知ることが
できる。

ホーム・ルームを各教師にわりあてること
について、何か意見があるかという質問事項
に対し、七四%の教師が「別にない」と答え
ている。「ある」と答えは教師はわずかに一九
%であり、残りの七%が白紙であった。この
七四%の「別にない」という解答に対する理
由の詳細は不明だが、察するところ、それは
ホーム・ルームを各教師にわりあてるところに
異論なく賛成であるものと考えられ、ホーム・
ルームを特別課程として取り扱うのではなく、
もちろん一般課程に取り入れて扱うのだが、
そのために何も特別に専任教師を配置する必
要はない、という意見であろう。だが、この
意見に關連して、その附随条件と見られるの
は、この七四%の教師が、ホーム・ルーム教
師のための特別な訓練の必要をみとめている

ことである。

ホーム・ルーム教師に対する訓練措置を要
望する教師は、二六八校の教師大半の意見で
あり、具体的にはホーム・ルーム プログラ
ムに対する特別な訓練、あるいは訓練機關を
学校に設置することなどである。

特別な訓練の必要はないという教師は、全
体の一七%にすぎないが、この意見を検討し
てみると、その教師の大部分は、現在積極的
にその活動に従事し、ホーム・ルームを一定
の時間内で運営し、ある程度の効果をあげて
いる教師たちである。

現在、ホーム・ルーム教師は、その大部分
が訓練を受けることを希望している。その理
由は、現行ホーム・ルーム活動に見られる問
題点を解決するためには、教師の訓練によっ
て、ホーム・ルーム教師の技術を高め、充実
する必要があるというのである。これは何も
ホーム・ルーム教師の特殊性を要求している
のではなく、ホーム・ルームの重要性に対す
る認識を深め、その取り扱い方(指導技術)
を学ぶことが、将来ホーム・ルーム教師とし
て大切であることを意味している。これにつ
いては、どうしても学校側、当局者側におい
て考えなければならない問題のように思ふ。

三、不振の原因

ホーム・ルームが学校の経営管理の面から見て、役だち効果があるものとして、一九世紀後半からとりあげられ、ごく最近までは、システムにも目標にも、教師側は確固たるものをもたず、それで結構ホーム・ルーム活動を事務的に形式的に処理してきたが、今日では、ガイダンス・サービスとして、まず最初にホーム・ルームがとりあげられるようになって、幾多の欠陥あるいは不十分ななどの問題点が指摘されるに至った。ノヴァークは、これについて、

「ホーム・ルーム運営に関する欠陥のほとんど大部分は、以下の各項目のどれかを見逃したり、考慮しなかった結果によるものだ」として、次の七項目をあげている。

第一 ホーム・ルーム顧問(スポンサー)は、特に理解力のある、注意のよく行き届く熱心な人でなければならない。

第二 プログラムの内容は、グループの生徒全員に共通な、直接関係のあるものでなければならぬ。

第三 プログラムは、生徒たち自身で計画し、実行すべきである。ただし知識面の援助は教師がする必要がある。

第四 最初は、生徒に対し、態度と適応の

し方を養わせるべきであって、生徒の取り扱いに差をつけてはならず、課題の分担も行わない。

第五 生徒のグループ編成は、満足する結果に導けるように、組織しなければならぬ。

第六 プログラムにもとづき作製した時間表は、正確でなければならない。

第七 教育指導のために、欠くことのできないホーム・ルームの重要性が認識されている現在、グループの生徒全員が参加して規律的に行われるホーム・ルーム活動に少しも障害となるものはないはずである。

ノヴァークが指摘した、以上の項目中、第六までは大体これらがホーム・ルームの実際面に見いだされる欠陥であり、その実情であるとしてよいだろう。第七は現行ホーム・ルーム活動に対する総合的な批判として、多分に示唆的である。

結論としていえば、ノヴァークは、現に教師が直面している問題の多くは、教師の指導準備上の手ぬかりからであり、その直接的原因は、ホーム・ルーム教師に帰せられるものだと考えているよりである。

ここで上記ホーム・ルーム教師の解答者から、教師の個人的感想をとりあげてみよう。ある教師は、

「私は、どんな学令的段階にある生徒に対しても、一定標準のホーム・ルーム プログラムが必要であると考えます。だが、よいホーム・ルーム プログラムをつくらうとしてもそれに創意工夫を試みようとしなくて、怠っていたり、あるいはこの負担に耐えられないで、放棄してしまいうような教師がいます。

ホーム・ルームの運営には、教師が、建設的な目標をもって、プログラムを扱うという態度をとらなければ、だめだと思えます。」

また中西部地方の教師は、

「もし教師にして、教育に関心と熱意があり人格のある人ならば、だれでもホーム・ルーム活動のしごとを、一步一步着実にしなして行けるであらう。私自身は、各種のガイダンス、読書指導に至るまで、いろいろとやってみましたが、結局これらのしごとは、私の考えるところによって、自信をもってやって行くことのできないものである。」

前者のいうところは、ホーム・ルーム運営に必要なプログラムの作製であり、ホーム・ルーム活動の不振の原因をここに見ようとし

ている。後者では、教師としごとの関係において、そこに問題があるとし、ホーム・ルームのしごとが、教師の人間性に適応するものなら別に問題はないが、適応しない時には、この教師がいうように、積極的にしごとを進めることはできない、要は人間の問題だといふのである。

この二人の教師がいうところは、いずれも教師自体に原因の所在を見ている点、上述の大多数の「教師の意見」と相違しているが、なお疑問があると思う。前者の意見は、ノヴァークが指摘した第二、第三の項に照してみれば明白である。一定規準により作製したホーム・ルーム プログラムの規格品にもとづいた指導は、押しつけの一方的指導に偏向し生徒の発達に対する助力指導というガイダンスの意義を消失することになるからである。後者の場合は、ホーム・ルーム教師の問題ではなく、それ以前の一般的な個人的人間感情から発している教師の人間性の問題であつて、ここで取りあげる筆あいのものではないが、われわれのよく耳にすることばである。

四、むすび

ホーム・ルーム活動を、より活潑に円滑にするため、教師は悩んでいるが、ホーム・ル

ーム責任者においては、その管理上の立場から、教師が積極的に効果ある指導ができるように、たとえばホーム・ルームを教育課程の中にどのようにくり入れ編成したらよいか、あるいはホーム・ルーム教師のモラルを高めること、学校内の雰囲気をつくる自由な明るいものとするなどを考慮して、教師の人間感情の表出をすつきりさせ、教師の生徒に対する正しい理解のし方を把握させ、改善して行く必要がある。

しかし何といつても大切な問題は、ホーム・ルーム教師の選定である。ホーム・ルーム運営の失敗も成功も共に、直接にはホーム・ルーム教師にかかっている。未熟なホーム・ルーム教師に、ガイダンス・サービスのしごとを委任すること、そのことがホーム・ルーム活動不振の根本原因であつて、ただ単に教

科指導にあたつている教師ならば、だれでもガイダンスの職務を担当できるという安易な考え方をまず改めなければならないだろう。すぐれたホーム・ルーム教師を育成し、ホーム・ルーム活動が、よりその本質的なガイダンス・サービスの機能を發揮するように、指導の効果をあげるため、ホーム・ルーム責任者、学校側、当局者側は、少なくとも次の三点について、是非考慮する必要がある。

- (1) ガイダンス・サービスに直接あたつてゐる教師の待遇をよくすること。
- (2) 訓練を受けようとする教師に、種々便宜を与えること。
- (3) ホーム・ルーム活動及び大切な生徒の人格指導には、十分な時間と費用をわりあてて援助すること。

公立中学校産業教育の設備は 全国平均二二%である

別表は、文部省で調査された全国公立中学校の産業教育設備の地域別・学級教別の現有

分布状況である。

新制中学校が誕生して以来、校舎を作るだ

現有分布状況

(カツコは分校)

81~90 %	91~100 %	合計 %	平均 率 有 %	校本 %	分校
		(17) 62	—	—	—
1	1	(17) 101	20.02	5.76 22.94	
9	4	(18) 442	22.71	4.77 23.46	
19	10	1,011	25.84	25.84	
10	4	561	30.77	30.77	
(1) 20	(4) 13	(968) 2,634	13.51	7.97 16.72	
(2) 55	31	(116) 3,194	24.05	22.65 24.10	
12	8	(7) 2,958	23.82	15.56 23.83	
7	3	718	30.33	30.33	
2		80	35.02	35.02	
		(146) 391	8.34	6.67 9.35	
(1) 6	1	(11) 315	16.95	22.18 16.75	
5	2	(4) 291	18.83	12.50 18.91	
		66	25.46	25.46	
		9	23.88	23.88	
(4) 146	(4) 77	(1,304) 12,833	21.73	9.13 23.16	

けに精一ぱいだったとはいえ、いかにその設備が貧弱であるかは、表の最後の現有平均の二・七三%がそれを如実に物語っている。これは僅かなものでも、設備らしいものがあるといえるもので、残りの七八・二七%は全然設備のないことを示している。

これでは、中学校における産業教育の重要性をいかに力説しても、おいつく筈がない。産業教育振興法による設備補助が進められているとはいえ、中学校と高等学校では、その

額はあまりにちがすぎる。校数も生徒数も多く、義務教育である中学校の補助が、数の少い職業課程の高等学校に比して、総額で二十分の一にも当たらないということは、さても不思議な「教育国」である。大蔵当局の一考をわずらわすと共に、中学校当事者の猛運動を望まずにいられない。

さてその内訳を見ると、公立中学校校数(本校一二、八三三校、分校一、三〇四校)計一四、一三七校の中、〇〜一〇%の設備を持つもの

は(本校五、四〇八校分校九五・一校)計六、三五九校で全体の四五%の学校がそれに当る。以下順をおうて進み、九一〜一〇〇%と見られるものは、本校で七七校、分校で四校計八校で、実に全体の〇、〇〇〇六%に達しないとは、前途遠慮どころの話ではない。この調子では、おそらく何十年かかるかも知れない。急速にこの解決を図らなくては、正当な産業教育は全国的に発展し得ないであろう。

公立中学校産業教育設備の地域別・学級数別

区 分		0～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80
		%	%	%	%	%	%	%	%
都 市 向	3 学級以下	(17) 62							
	4～6 学級	(14) 56	(1) 6	9	(1) 8	(1) 8	1	6	5
	7～12 学級	(15) 199	(1) 50	(1) 41	(1) 48	32	23	19	17
	13～21 学級	373	138	107	114	99	63	47	41
	22 学級以上	146	73	79	68	69	47	41	24
農 村 向	3 学級以下	(730) 1,674	(93) 304	(71) 235	(21) 101	(20) 122	(17) 75	(5) 51	(6) 39
	4～6 学級	(48) 1,212	(17) 479	(12) 363	(9) 315	(12) 284	(9) 196	(5) 154	(2) 105
	7～12 学級	(3) 905	(2) 596	(1) 439	(1) 388	309	183	79	39
	13～21 学級	157	102	118	111	99	61	45	15
	22 学級以上	11	12	11	14	13	7	7	3
農 漁 村 向	3 学級以下	(117) 292	(10) 36	(10) 26	(3) 15	(3) 10	(2) 5	5	(1) 2
	4～6 学級	(5) 175	(2) 45	(1) 19	23	(1) 18	(1) 19	7	2
	7～12 学級	(2) 128	(1) 57	(1) 33	23	24	14	5	
	13～21 学級	16	12	12	12	8	2	2	2
	22 学級以上	2	2	2	1	2			
合 計	(951) 5,403	(127) 1,912	(97) 1,494	(36) 1,241	(37) 1,097	(29) 696	(10) 463	(9) 294	

□教育時評□

教育一法案の

議會通過の日に

これをかいてゐるのは三月二十
六日である。この日は、教育に関
心を持つものにとつて忘れてはな
らない日、すなわち問題の教育二
法案が、衆議院の本會議にかけれ
れ、多数決によつて通過されるこ
とが確実となつた日である。

この法案が自由党によつて計画
され、大達文相が閣議に持ち出す
までには手のこんだ工作が進めら
れ、文部委員会で審議が進められ
る間、多くの波らんを呼んだ。
報道機関は毎日のように取り上
げたし、海外においても、警察法
改正法案と共に、日本のフアッシ
ヨ化をおそれる人たちによつて関
心を持たれた。その多くがこれを
是認しようとはしなかつた。心あ
る人は、これは教育の萎縮をもた
らし、わが国の教育の将来に暗影

を投ずるものとしての危惧を抱い
たのである。

×

また議會での公聴会においては
九人の發言者の中、お茶の水大学
長齋山政道氏をはじめ七人が反対
し、賛成したのは、私立学校関係
者（これは除外されている）と元
文部次官の二人であつた。ここ
も、その性格がはつきり出ている。

ラジオの街頭録音では、東京都
新宿駅前と埼玉熊谷市で行われ
たが、賛成の声は、ほんの一部で
その根拠も薄弱であつた。東京で
は、子を持つお母さんたち何人か
に、アナウンサーが「日曜授業を
どう思いますか。」と質問したが、
「別に……。」と言葉をにごすもの、
積極的に「一向さしつかえない。」
との声。熊谷では大衆の一人が、
つぎのようにいつたのは印象に残
つた。
「万一ということがある。五十万
教員の中に、廿五人の行きすぎが
あつたからというが、それは二万

人に一人で、二万分の一といわな
くてはならない。そんなことで、
全部の教員の自由を束縛する理由
にならない。」

と大達文相のいう理由づけが、
いかにロジつけであるかをズバリ
といつてのけた。大変な金をかけ
て、代議士様になつた連中より、
はるかにしつかりした意見だつた

×

一方目の敵にされ、今度の法案
の対象になつてゐる日教組はど
うであつたか。

非常に慎重な態度を持して、国
民大衆に訴えて、教育の自由を守
るために、協力してもらふ姿勢で
日曜授業によつて父兄と語り、翌
日全国的に抗議大会を開催したの
であつた。またあの法案が作られ
る前に中央教育審議会委員と日教
組幹部が秘密に会見して、色々話
しあつた事実もある。その席で日
教組幹部の一人が「イギリス教員
組合は七十年の歴史を持つてい
る。われわれは十年にならないの

で、行きすぎの点もあつたかと思
うが、もう少し長い眼で見てもら
いたい。」とむしろ懇願的に話し合
つたという。そして「日本の教育」
（第二回教研大会記録）を一冊宛寄
贈したが、日教組は政治的偏向を
持つと委員会が断定する材料に、
それが使われる結果となつたのは
皮肉というよりは、タチの悪いの
は委員諸公であつた。（改造三月号
参照）

また議會内においても、両社会
党の反対は元より、改進黨も最後
までもみにもんで、昨二十五日の
議員総会で、僅か六票の差で日本
自由党修正案を認めた。文部委員
会は委員長不信任案が出るほどの
激しい論戦が行われたにもかかわ
らず、議會内の多数による法案通
過となつたのである。

×

こうしたいいきさつを冷静に眺め
てきた時「人民による人民のため
の人民の政治」と叫んだリンカー
ンの言葉も、「主權在民」の民主々

義の政治も、どつかにふつとんでしまつてゐる感を深くせずにはいられない。疑獄、やみドル、麻薬密輸等々一切の悪を取締る法律が、いくたのぬけ道を持ち、国民の多数が惱まされてゐることは眼をむけずに、それほど国民が痛切に要望してないどころか、反対またはその時期でないとする声を封殺して、議会だけの多数（それはどうして作られたか）で、おしまくる政治——それは正直者が馬鹿を見、良心のかけらをも捨てねばならない現実へ、国民をおいこむものである。

x
教育が国の将来に重要な關係を持つことは、誰もが認める所であり、彼等も「教育の刷新」などと看板をかかげている。その教育の實際に當る教員の自由を束縛してびくびくしながら教育して、どうして元氣瀟灑たる青少年の育成ができるのか。教員は生きるために「教育的良心」を捨てなくてはな

らなくなるのである。このことは数年ならずして「教育界の沈滞」となつて現われることは必定である。でなかつたら、官僚統制によるフアツシヨ化——恐らくその見通しでこの法案は生れたのだらうとさえ思われる。（それはどんなに危険をはらんでゐることか）

x
ところが教員の中にも、少数ではあるが、こうしたことに関心がある、或は大達文相に賛成するものが皆無ではないらしい。人間の意識に差があるように、どここの社会にもあることである。時には日教組の批判と混同してゐる人も見かけるのである。

だが今度の法案通過によつて、いかなる影響をうけるか。自然にわかってくるであろう。教育的良心をすて、教育をなまける人には都合がよいように見えて、その人たちも共に苦しめられることが明白になるであろう。空気のようになり頃気づかなかつた日教組の強力

さが、息がつかまつてきて、はじめ根を下すことができるはずれば、てわかってくるにちがいない。今度の法案通過も、そう悲觀的に与えられた教員組合——戦いののみ考えることもあるまい。曰くつたものでない——から眞の教育——眞理は最後に勝つ、と。
（中山菅男）

清原道壽著

A5判 二七〇頁
三〇〇円・下四〇〇円

教育原理

産業教育の理解のために

これからの日本の教育は、科学的生産人科学的産業人を具體的な人間像としてとりあげる。そのような人間像をめざして教育をおこなつていくことによつて、日本民族の根本的課題である、平和と独立の目標を達成することができる。永年にわたつて産業教育ととりくみ研さんを尽した著者が従来の日本教育に鋭く対決した意図は、まさにこの点にあつた。あえて本書を産業教育の理解のために贈る。

発行所 立川図書株式会社

東京都中央区銀座東五丁目

職業・家庭科のうつりかわり

この教科の性格づけのために



戦後の中学校の教科のうち、職業・家庭科ほどうつりかわりのはげしいものはないとかこの教科の性格は、どうもはっきりしないといった声は、学校長や他教科の教師はもちろん、職業・家庭科の教師のなかでも、よく聞くことである。いま現行学習指導要領が一応歴史的使命を終り、中央産業教育審議会案の線にそって、その検討がなされているとき、文部省の発表文書によって、戦後七十年のこの教科のうつりかわりのあとをたどり、普通教育としての職業・家庭科の性格をはっきりおさえたいと考える。

昭和二十二年、中学校の新教科として職業科が課せられることになったが、その時、こ

の教科を中学校教育においてどう性格づけるかについては、いろいろな立場からする意見があった。いまその代表的な考え方を分類してみるとつぎのようになる。

第一に、戦前の高等小学校や乙種実業学校においておこなわれていた実業教育的な立場から、職業科を職業準備的教育として性格づけるものである。ここでは「だれでも将来職業人となるから」とか「中学校の生徒は義務教育の終了によって、職業につくべき時を間近にひかえているから」とかいっただ理由で、職業準備のための教科として職業科をおくのである。

第二に、戦前の中学校におかれていた「作業科」的な立場から、職業科の性格をとらえ盲目的な勤労にいそむ「勤労愛好の態度」の養成を旨とする勤労教育をもって、職業科の性格と考えるものである。

第三に、アメリカのトライアウトや啓発的経験または探索的経験の学習という職業指導的な立場にたつて、職業科を性格づけようとするものである。ここでは生徒が「将来の職業を定めることについて、自分で考えることができるような能力を養う」ことに職業科の主眼があるとし、職業科は職業指導のためにある教科だとする考え方である。

これらの三つの立場を折衷して、職業科の性格づけをしたものが、二十二年版の学習指導要領の「まえがき」に書かれた「中学校の職業科について」である。この「まえがき」では、以上三つの立場を並列的にならべて、それをもつて中学校の職業科の性格としている。この「まえがき」は、このとき刊行された職業科の各学習指導要領（農・工・商・水産・職業指導・家庭の六冊）のすべてに共通に掲載されたものである。しかもこれらの指導要領の内容においては、戦前の実業科的教育を踏襲する農業、工業、商業、水産の四冊に、職業指導の学習指導要領、さらにアメリカの例にならって家庭が職業科の一つに加えられる、その独自の学習指導要領が出されるといったありさまであった。

これらの指導要領が現場教師に受けとられれば、職業科教師が戦前の実業科から横

すべりした者が多かつたため、職業科を戦前の実業科と同じものとして理解しがちであった。そのうえ文部省の専門事務官の間の意見の対立——とくに前にあげた第一・第二の立場にたつ者と第三の立場にたつ者との対立はそのまま各地の再教育講習会にもちこまれ、職業科教育を混乱させたのである。このため中学校長や他教科の教師はもちろんのこと、職業科の教師の、職業科が普通教育としての中学校になぜ必修とすべきかについて認識を欠く者も多く、職業科は職業準備教育であるといった考え方が、たえずつきまといつたのである。

このような考え方にたいし、第三の立場にたつ側からは、職業科は職業指導を中心とすべきことが強調され、特定の職業についての準備教育になりがちな中学校職業科の実状を批判し、生徒が将来の職業を選択する能力を養うような職業指導的職業科になつてこそ、中学校必修教科としての意義があると主張されたのである。たしかに将来の職業を定める能力を養うことは、どの生徒にも必要なことである点において、義務教育の最終段階である中学校教育において、ぜひ必要なことである。その意味において職業指導は中学校教育において重要な地位をしめるものであること

は論ずるまでもない。しかし職業科が教科として設置される独自の性格を究明することをしないで、中学校の全教育が、その使命をになうべき職業指導に、職業科を従属させようとするところに問題があつたのである。

○

ところが職業科は職業指導のためにある教科だといった考え方が、二十四年五月の「学習指導要領一般篇の改正について」という文部省通達によつて突然出されたのである。それによれば、職業科は「職業科及び家庭科」と分離され、職業科も家庭科ともに「啓発的経験(トライアウト)」を主眼とする教科だと規定している。このような考え方は前述の第三の立場にたつた人たちが、ことあるごとにのべていたこととであり、この通達が出るについては、その裏面においてそれらの人たちの政治的暗躍があつたのではないかと推察されるものがある。この通達のため、いまもなお職業科は職業指導のためにある教科だとか、職業科と職業指導を同義語として理解している教師もかなりいるといえる。

この通達の職業指導的偏向にたいして、文部省内にも反対が多かつたらしく、同年十二月には、現行学習指導要領の骨子をなす職業

・家庭科学習指導要領の大綱が中間発表されるにいたつた。ここにおける職業・家庭科の性格づけの三本の柱をなすものは「実生活主義」「啓発的経験の意義の尊重」「地域主義」である。そしてこの大綱にもとづいて延々二カ年の年月を費して、現行指導要領を刊行するにいたつた。

○

しかしこの指導要領にたいしては、われわれは、その刊行当初から批判しつづけてきたし、教育実践家や学者たちも不得要領として徹底的な批判がなされた。とくにその性格づけについては、昭和二十二年の「まえがき」にあらわれた折衷論をいくばくもでていない。それは産業教育の視点に照らしたとき、全く不明確なものであり、このような性格づけからは、普通教育としての職・家科の正しいありかたは生れてこないのである。

ここにおいて二十八年三月九日づけで、中央産業教育審議会の「職業・家庭科について」の建議案が出され、現行指導要領の欠陥と、そのあるべき方向を一応指示することとなり、混乱をつづけていた職業・家庭科の性格づけも、かなり明確になつたといえる。

(清原生)

文部省編

「職業指導主任の手びき」批判

杉山一人

昨年の一二月二七日付の文部省令第二五号の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が発令になって、中学校と高等学校に職業指導主事を置くことになった。

このことは、わが国に職業指導運動が起つてから、実に三十年の年月の結果到達しえたもので、学校職業指導の発展にとって、重要な事実だといえよう。

文部省は、続いて一二月三十日付で「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の制定について」という通達をだして、職業指導主事の任免や任務内容について「留意すべき事項」を指示している。それによると「今回規定された職業指導主事の任務は、おおむね文部省で刊行した職業指導関係の各種手引に述べられている職業指導主任の任務内容を担当するものと考えてよい。なお、文部省刊行

の学習指導要領職業指導編（試案）（昭和二二年一月二日）は、現在再検討中であるので他日改訂の上刊行の予定である」と述べている。

以上によって明かなように、これからは各学校に新しく職業指導主事が補職されることになり、その仕事は、文部省発行の職業指導に関する諸手引によって遂行されることになるのである。したがって文部省の諸手引は、一段とその意義を高めることになるのであるが、われわれは、文部省発行のこれらの諸手引について、幾多の点に疑問を持っているので、その点にふれて参考に供したいと思ふ。

× × ×

職業指導の手引については、文部省では今までに、目下改訂中の学習指導要領職業指導編の外に、「中学校、高等学校、職業指導の手

引」（昭和二四年七月）、「中学校、高等学校、職業指導の手引—実践編—」（昭和二八年二月）、「中学校、高等学校、職業指導主任の手びき」（昭和二八年八月）の三冊がある。なかでも、最後の「職業指導主任の手びき」は、職業指導主事制設置を予想して作製されているもので、最も重要視されるものと思われるのでそれを中心にふれていくことにする。

× × ×

一、まず第一にふれなければならない点は文部省の職業指導に対する基本的な理論である。終戦後のわが国における諸制度の改革はとうぜん職業指導の理論にも表われなければならないと思う。新憲法によって、学校制度が変つて新しい性格を持った中学校が生れてくる。また基本的人権が拡張されて、労働者の諸権利が認められ、保護されることになっている。こうした諸事実は「生徒進路決定を援助する」役目を持っている職業指導の理論に、何らかの形で表われてこなければならぬはずである。

それにも関わらず、文部省初等中等教育局長緒方信一氏は「昭和二年の文部省訓令の精神は今日のものと全く同じと言って過言ではない」（職業指導三月号）といつており、職業指

導の手引（昭和二四年）のまえがきでは、職業指導によって「それぞれの社会において成功を遂げることができたならば、ひとり本人やその家族の幸福であるばかりでなく、その属する社会と国家の進展に寄与するものである」といっているのである。

これは僅か二つの例を挙げたのであるが、文部省の抱いている職業指導に対する考え方を端的に示したものであり、しかも、戦前の最も批判さるべき職業指導論をそのまま持ち続けていることを意味するものでもある。

昭和二年の訓令は「児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件」を指すもので、当時の画一的で注入主義の支配していた教育制度と、基本的人権が少しも認められず、奴隸的勞働に甘んぜられていた勞働界の下での、最も効果的な就職指導を意味するものであったのである。現在における職業指導は、このようなものとは、本質的に違ふべきだと思ふ。また手びきに書かれている「成功」という言葉は、戦前の立身出世主義の職業指導論に通じるものである。適性に合った適職を選び就職後は上役の言うことをよくきき、上役から可愛がられ、地位があがり、やがては上役になることが成功であり、そのように指導す

るのが職業指導だといふのである。このような例は、何万人に一人もない例であるにもかかわらず、就職者が、就職後の仕事の仕方を怠りなく勤めあげれば、総ての就職者が成功するといふ、不可能なことを指導することになるのである。

また、現在における就職は、「成功」とか「立身出世」を目標とすべきではなく、働くことがわれわれの生計を営む基礎であり、それが国の産業を高める基礎となること、またそれだからこそ、働くことがわれわれの義務でもあり、また権利でもあるのである。

以上のような文部省の職業指導に対する考え方については、将来充分な批判が必要であると思ふ。

二、職業指導主任の手びきには、職業指導の理論面の記載はないが、以上のような職業指導に対する考え方を抱いている文部省の手びきによって編集されていることをまず念頭に置かなければならないと思ふ。

内容は、まえがき、第一章 職業指導主任の職務、第二章 職業指導の実施計画と展開例、第三章 職業指導施設・設備の運営、第四章 関係法令と参考文献になっている。こ

のうち最も力を入れており、また頁数も多くとっているのが第二章であるが、それなりに疑問の個所もこの章に多い。その全部にふれることはできないので、ここでは、最も重要だと思われる次の三点についてだけふれることにする。

1、職業指導の役割を過大評価しすぎてはいないか。

何れの教科にもそうした傾向はあるのであるが、自分の専門教科を重視するあまり、その教科の仕事の面を広げ、他教科の分野を無視してその領域にまで手をひろげようとすることがある。職業指導主任の手びきを見ると全体にそうした傾向が見える。学校全体を職業指導運営のために組織し直し、各種の調査、検査、見学、実習等々に、学級担任教師、養護教諭、職家担当教師を中心に、各教師と動員する計画になっている。

もちろん、職業指導は学校全体で運営すべきものであり、全教員が職業指導主事を中心に動員されることは望ましいことではあるが、その使用方法や効果について、疑点のある諸検査をすべて列挙し、その実施者に他の教員を動員しようとするのは、とうぜん行きすぎといわなければならない。

また、家庭環境調査、知能検査等重要な調査の結果をすべて職業指導室に保管することになっている。職業指導上家庭環境を知り、知能を知ることが重要な参考資料ではある。しかしそれ以上に、毎日の教室内の指導に利用されなければならない資料であり、これはとうぜん学級担任が保管すべきものである。これは小さいことのようにではあるが、職業指導の役割を過大に評価することによって、各教科の担任教師、学級担任教師、職業指導主事のそれぞれの役割を混同する傾向が見えるのである。

2、職業指導と職業家庭科との教育内容の区別が不明瞭である。

このことについては、われわれはすでに批判しつつしているのであるが、それが実によく手びきに表われている。この手びきは、文部省の職業家庭科の学習指導要領の線によっており、中央産業教育審議会の意見書には全くふれていない。したがって、職業家庭科の仕事は職業指導の啓発的经验であり、社会的知識理解はインフォメーションであるわけである。だから、教員の中では、職業家庭科の教員が最もひんぱんに動員されることになっているし、また必要な検査や調査に要

する時間は、まず職業家庭科の時間から割くことになっているのである。

3、テスト万能主義的傾向がある

職業指導に、種々のテストが重要な資料になることはわかる。しかしあくまでもテストの信頼度とその利用方法に対する十分な指示が必要なのであるが、この手びきには実に多くのテストを挙げているにもかかわらず、懇

切な指示にかけているのである。中でも疑問に思われるのは職業適性検査である。一年と三年の二回実施することがよいとし、できれば三年で実施せよとしている。適性を検査することが疑問視されている現在、三年で実施し、将来の職業に対する予診をしようとする態度は最も危険なものである。

(東京都教育庁調査課主事)

後藤豊治・小野禎一 共著

職業指導新論

(A 5 判 二八〇頁)
三〇〇円 千四〇円

職業指導主事制に備えて!

本書は現在中学校で行われている職業指導の全般を示すと共に、これに対する新しい心理学から検討した名著として好評を博している。いよいよ文部省より各校に職業指導主事をおくという通牒が出された今日、本書は各中学校で必読の書となつた。職業指導の新分野を開拓するためにぜひ一読をすすめる。(職業教育研究会推せん)

発行所 立川図書株式会社

東京都中央区銀座東五ノ五
振替 東京 八三三一四番

既刊パンフレット在庫分

- ▽学習指導要領批判 (No. 8)
 - ▽学習指導案実例 (No. 9)
 - ▽適性概念の検討 (No. 10)
 - ▽職業家庭科と職業分析 (No. 11)
 - ▽昭和廿七年度夏期研究協議会号 (昭和廿七年度夏期研究協議会号)
 - ▽栽培の学習指導案 (No. 12)
 - ▽平和と生産のための教育 (No. 13)
 - ▽中央産業教育審議会建議案の解説 (略号—審議会案解説)
- 以上各冊二十円 (送料四冊まで八円)
題名明記、前金申込みのこと。

職業と教育 (最近号主要内容)

- 昭和二十八年二月号
 - 職業指導の問題点 (後藤豊治)
 - 職業指導の実際運営 (古屋正賢)
 - ポリテフニズムの動向 (長谷川 淳)
 - 昭和二十七年冬期研究協議会の記
- 同 三月号
 - 職家科一カ年の歩み (池田種生)
 - 産業教育と職業・家庭科 (座談会)
 - 出席者 杉江 清・長谷川淳・石川勝蔵
杉山一人・清原道寿・池田種生

内地留学生の回顧 (中岡修也)

- 同 四月号
 - 生活技術と生産技術 (長谷川淳)
 - ボストン市におけるインダストリアルアーツ (編集部)
 - 実習方法及び実習施設 (大分市王子中学校)
 - 国語科の産業教材 (矢野敏雄)
- 同 十月号
 - 中学校商業教育の問題 (角田一郎)
 - 産業教育と各教科のあり方 (清原道寿)
 - ある教師への手紙(1) (池田種生)
 - 職業科教育計画の要点 (浦島初美)
- 同 十一月号
 - 職業・家庭科技術指導の段階 (古屋正賢)
 - 電気に関する学習指導法 (稲田 茂)
 - ある教師への手紙(2) (池田種生)
 - ニューヨーク市のインダストリアルアーツ

○同 十二月号 (家庭コース特集)

- 家庭コースの目標と性格 (アンケート)
- 中原達子・石川カツ子・蛭田怜子・田中花子・阿部よし・広瀬しげ・藤田美枝
- 家庭コース討議の鍵 (回答によせて)
- シカゴ市のインダストリアル・アーツ
- 昭和二十九年一月号 (協議会特集)
- 産業教育運動への発展 (池田種生)

産業教育全国協議会の概況

- 職業・家庭科の教育計画(試案)協議会資料
- アメリカにおける働く女性 (杉山一人)
- 問題を整理する(1) (鈴木寿雄)
- 同 二月号
 - 日教組第三回教研大会を省みて (座談会)
 - 和田敬久・草山貞胤・中原達子・平湯一仁
 - 清原道壽・伊藤忠彦・池田種生
 - 地域主義の混乱から (島根県光中学校)
- 同 三月号
 - 中学校産業教育の問題点 (清原道寿)
 - 目標をどこにおくか (水越庸夫)
 - 社会科の改悪と職業科 (平湯一仁)
 - 養成工の教育 (川崎製鉄所)

各冊二十円 (送料三冊まで四円)
号名明記、前金申込みのこと。
入会をすすめる—会費一カ年二四〇円を納入して会員になつて下さい。

昭和29年4月1日印刷 (定価一部三円)
昭和29年4月5日発行 (年額二百円)

編集兼 池田種生
発行者 東京都中央区銀座東五ノ五
発行所 職業教育研究会

電話銀座〇〇八二番
振替東京七七一七六番

全国学校図書館協議会選定図書

(最新刊)

小田原市立第二中学校編著

A5判上製
三七〇ページ

定価三八〇円

中学校産業教育の実践

附細案

文部省産業教育研究指定校・小田原二中プラン成る!!

— 推薦のことば —

すぐれた教育的識見と、それを基礎にした正しい職業・家庭科の実践がどのようなものであるかは、この小田原二中の研究集録が最もよく示している。これはもはや、現行学習指導要領への盲従でもなく、教師の興味をみためたためのプラン・メイキングでもない。職業・家庭科がとかくおちいりがちな「仕事中心」主義や「実生活や地域社会への順応」を克服し、将来の日本をめざしたたくましい生産人の育成の実践記録である。職業・家庭科の正しい方向をみざす人々に一読をすすめ

(長谷川 淳)

序論 実践の跡を省みて

□ 目 次 概 略 □

第一章 職業教育の実践記録と反省 (全四節)

第二章 職業・家庭科の問題点と対策 (全六節)

本論 産業教育計画と実践

第一章 本校産業教育計画立案の基礎 (全五節)

第二章 教育内容選定の原理と実際 (全八節)

第三章 職業・家庭科のカリキュラム構成の手順と実際

第四章 職業・家庭科学習指導の原理と実際 (全四節)

☆ 職業教育研究会発行 ☆

発売所・立川図書株式会社

東京都中央区銀座東5ノ5
振替東京83314番